



犬山市
パートナーシップ・
ファミリーシップ宣誓制度

利用の手引き





犬山市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは 1

性的マイノリティとは 1

LGBTQ+とは 1

①制度を利用することができる方 2

②宣誓に必要な書類 3

③手続きの流れ 4

④証明書等交付後の各種手続き 5

⑤Q&A 7

犬山市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱 8



犬山市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは

日常生活において協力し合うことを約束した一方又は双方が性的マイノリティであるお二人が、人生のパートナーシップにあることを宣誓し、市が宣誓したことの証明として、証明書等を交付するものです。

また、生計を共にする未成年のお子さまがいる場合は、そのお子さまと家族関係にあること（ファミリーシップ）を宣誓することもできます。

この制度は、婚姻制度とは異なり、法律上の効力（相続、税金の控除等）が生ずるものではありませんが、周囲の理解が得られないことによる悩みや生きづらさを少しでも軽減し、お二人の自分らしい生き方に寄り添うことを目的としています。

性的マイノリティとは・・・

この制度では、自分の性別についての認識（心の性）と出生時に身体で判断された性別（身体の性）が異なる人、性的指向が異性のみでない人を「性的マイノリティ」といいます。

LGBTQ+とは・・・

「LGBTQ+」は、性的マイノリティの総称の1つとして、それぞれの意味の頭文字からなる言葉です。



レズビアン 同性を好きになる女性



ゲイ 同性を好きになる男性



バイセクシャル 両方の性を好きになる人



トランスジェンダー 身体の性と心の性が異なる人



クエスチョニング 自分の性のあり方について分からない、迷っている、決めたくない人



プラス 自身を男性とも女性とも認識しない人、多くのジェンダーにひかれる人、性別に関係なくひかれる人。他人への性的魅力をほとんどあるいは全く感じない人や、恋愛的魅力を感じない人

① 制度を利用することができる方

パートナーシップの宣誓要件

宣誓される方は、次の①から⑤までの全てを満たす必要があります。

- ① お二人とも成年（満 18 歳以上）に達していること
- ② お二人ともが犬山市民であること
または、一方が犬山市民で、他方が3か月以内に転入を予定していること
- ③ お二人ともに配偶者がいないこと
- ④ 宣誓者以外の人とパートナーシップにないこと
- ⑤ 民法に規定する婚姻できない続柄（直系血族、3親等内の傍系血族、直系姻族）でないこと。（パートナーシップにあるお二人の間で養子縁組をしている場合を除く）

ファミリーシップの宣誓要件

- ① パートナーシップのお二人または一方に未成年のお子さま（養子を含む）がいること
- ② ファミリーシップ対象のお子さまと生計が同じであること

2 宣誓に必要な書類

- ① お二人の住民票の写し、又は住民票記載事項証明書
 ※いずれも宣誓書を提出する日から3か月以内に発行されたもの
 ※本籍、筆頭者、世帯主、続柄、住民票コード、個人番号は**不要**
 ※同一世帯になっている場合、世帯全員の記載があれば、1通で構いません。
 ※宣誓書において、市の住民登録情報の取得に同意いただいた方は、提出を省略することができます。
- ② 転入予定の方は、転出証明書、その他犬山市内に転入する予定がわかるもの
- ③ お二人とも婚姻をしていないことが確認できる書類（下記のいずれか）
- ・戸籍抄（謄）本
 - ・独身証明書
 - ・外国籍の方は、大使館等の公的機関が発行した「独身証明書」や「婚姻要件具備証明書」※日本語訳されたものも一緒に提出してください。
- ※いずれも宣誓書を提出する日から3か月以内に発行されたもの
- ④ ファミリーシップ対象者のお子さまとの関係が分かる書類（下記のいずれか）
- ・戸籍抄本
 - ・住民票の写し
- ※③の提出書類として、戸籍謄本を提出される場合は、省略することができます。
- ⑤ 通称名を使用する場合は、日常生活において使用していることが確認できる書類
- ⑥ 本人確認書類
 顔写真付きのものは1点、ないものは2点お持ちください。

1点の提示で足りるもの	2点の提示で足りるもの
マイナンバーカード	住民基本台帳カード（顔写真なし）
旅券（パスポート）	国民健康保険、健康保険、船員保険、介護保険、後期高齢者医療保険の被保険者証
運転免許証	年金手帳
住民基本台帳カード（顔写真付き）	国民年金、公正年金保険の年金証書
在留カード	学生証、法人が発行した身分証明書
特別永住者証明書	
官公署が発行した免許証、許可証、登録証明書	

3 手続きの流れ

宣誓書の提出から証明書等がお手元に届くまでの流れは、以下のとおりです。

宣誓日の予約

宣誓を希望される日の原則5日前まで（土・日・祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く）に、「電話」または「メール」で予約をしてください。

宣誓日時や必要書類等の説明をさせていただきます。

○メールのときは、本文に下記の4点を記載してください。

- ①お二人の氏名（漢字（ふりがな）、通称名を希望される時は、通称名も）
- ②宣誓希望日時（第1希望から第3希望まで）
- ③住所（これから転入される方は、転入予定先）
- ④電話番号

【受付連絡先】

犬山市役所 多様性社会推進課

犬山市大字犬山字東畑36番地（本庁舎3階）

時 間 午前9時から午後5時まで

電 話 0568-44-0343

メール 010420@city.inuyama.lg.jp

宣誓書の提出

予約した日時に必要書類をお持ちのうえ、必ずお二人で予約後にご連絡差し上げた場所までお越しください。

宣誓書類の記入、要件の確認及び本人確認を行います。

犬山市パートナーシップ・ファミリーシップ証明書等の交付

宣誓書の提出後、概ね2週間程度で「犬山市パートナーシップ・ファミリーシップ証明書」を1枚、「犬山市パートナーシップ・ファミリーシップ証明カード」をお1人1枚ずつ交付します。

⚠️ 宣誓書提出後、内容確認等に時間を要する場合がありますので、ご了承ください。 ⚠️

4 証明書等交付後の各種手続き

証明書等の交付後、次の場合は、申請や届出が必要になります。

事前予約は不要ですが、本人確認のうえ受付けますので、多様性社会推進課までお越しください。

⚠ 出張所での手続きはできません。ご注意ください。⚠



証明書等の再交付が必要なとき

証明書等の紛失や汚損等の場合は、再交付の申請ができます。

▶必要なもの

本人確認書類 ※3ページ「⑥ 本人確認書類」をご参照ください。



記載事項に変更があったとき

宣誓書に記載した内容について、下記のような変更があった場合は、変更届の提出が必要になります。

◆変更内容◆

1. 氏名や通称名を変更したとき
2. 市内で住所の変更があったとき
3. ファミリーシップ対象者の記載を追加するとき
4. ファミリーシップ対象者が成年（18歳）に達したとき など

▶必要なもの

○変更内容がわかるもの

- ①氏名の変更をしたとき：戸籍抄（謄）本
- ②通称名の変更をしたとき：日常生活で通称名を使用していることがわかるもの
- ③住所の変更があったとき：住民票の写し、住民票記載事項証明書

※宣誓書において、市の住民登録情報の取得に同意いただいた方は、提出を省略することができます。

- ④ファミリーシップ対象者を追加するとき：対象者の戸籍抄（謄）本
- ⑤ファミリーシップ対象者が成年（18歳）に達したとき
：保険証等のファミリーシップ対象者の年齢がわかる書類

○本人確認書類

※3ページ「⑥ 本人確認書類」をご参照ください。

○交付済みの証明書（1枚）と証明カード（2枚）※住所の変更の場合は、除きます。



証明書等を返還するとき

次の場合は、返還届の提出が必要となります。

◆返還が必要となるとき◆

- 1.お二人の意志で、パートナーシップを解消したとき
- 2.犬山市外へ転出したとき
- 3.宣誓書の提出日から3か月以内に犬山市に転入ができなかったとき
- 4.婚姻（事実婚を含む）したとき
- 5.他の者とパートナーシップをもったとき
- 6.宣誓が無効となったとき
- 7.その他、証明書等の返還を希望するとき

▶必要なもの

○交付済みの証明書（1枚）と証明カード（2枚）



宣誓が無効となるとき

次の場合は、宣誓を無効としますので、速やかに証明書等を返還してください。

◆無効となるとき◆

- 1.パートナーシップ又はファミリーシップを継続することができなくなったとき
- 2.宣誓書及び添付書類の内容に虚偽があったとき
- 3.要件に該当しなくなったとき
- 4.転入後、3か月以内に住民票の写しや住民票記載事項証明書の提出ができなかったとき

▶必要なもの

○交付済みの証明書（1枚）と証明カード（2枚）

⚠ 証明書等を返還された場合や無効となった場合は、犬山市のホームページにて証明書等の交付番号のみを公表することとなります。⚠

5 Q&A

Q1. パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は、結婚とどう違うのですか？

A1. 結婚は、民法に定める法律行為です。相続権や扶養義務など法律上の権利や義務が発生します。

一方、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は、市独自の要綱に基づいて実施されるものであり、法的な効力はありません。

Q2. ファミリーシップの宣誓だけをするのは、できますか？

A2. お二人がパートナーシップをしていることが前提となるため、できません。

ただし、パートナーシップのお二人、または、どちらかに未成年のお子さまがいる場合は、後日、ファミリーシップのみ宣誓することができます。

その場合、変更届の提出が必要となります。

Q3. 宣誓に費用はかかりますか？

A3. 宣誓や証明書等の交付は、無料です。ただし、宣誓の時に必要となる戸籍抄本等の交付手数料は、ご自身の負担となります。

Q4. 郵送やメールでも宣誓書を提出することはできますか？

A4. 郵便やメールでの宣誓はできません。必ず、お二人でご来庁ください。

ただし、病気等の事情により、お二人で来庁することができないときは、ご相談ください。

Q5. 同居していないと宣誓できませんか？

A5. 必ずしも同居している必要はありませんが、お互いを人生のパートナーとして、日常生活において対等な立場で、相互に責任をもって協力し合うことを約束した関係であることが必要です。

Q6. 養子縁組をしていると宣誓できませんか？

A6. 宣誓者同士が養子縁組をしている場合は、パートナーシップの宣誓が可能です。

犬山市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民一人ひとりが互いの個性並びに多様な価値観及び生き方を認め合い、安心して生き生きとした生活が送れる社会の実現に寄与するため、性的マイノリティに係る宣誓に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的マイノリティ 自己の性別についての認識が生物学的に判定された性別と異なる者及び性的指向（恋愛感情又は性的関心の対象となる性別についての指向をいう。）が異性のみでない者をいう。
- (2) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において、対等な立場で、相互に責任をもって協力すると約束した、一方又は双方が性的マイノリティである2人の関係をいう。
- (3) ファミリーシップ パートナーシップにある者が、一方又は双方の未成年の子（養子を含む。）を含めて家族であると約束した関係をいう。
- (4) ファミリーシップ対象者 ファミリーシップを形成する者のうち、パートナーシップにある2人以外の者をいう。
- (5) 宣誓 パートナーシップ又はファミリーシップにあることを市長に対して誓うことをいう。

(宣誓の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) パートナーシップにある双方が民法（明治29年法律第89号）第4条の規定による成年に達していること。
- (2) パートナーシップにある双方が市内に住所を有している又は一方が市内に住所を有し、他方が次条第1項の宣誓書の提出の日から3月以内に市内に転入する予定であること。
- (3) パートナーシップにある双方に配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がないこと。
- (4) パートナーシップにある双方が他の者とパートナーシップにないこと。
- (5) 民法第734条から第736条までの規定により婚姻をすることができない者（パートナーシップにある双方の間で養子縁組をしている場合を除く。）でないこと。
- (6) ファミリーシップにあることを宣誓しようとする者にあっては、ファミリーシップ対象者と生計を一にすること。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者（以下「宣誓希望者」という。）は、犬山市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（様式第1。以下「宣誓書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 宣誓希望者の住民票の写し又は住民票記載事項証明書（いずれも宣誓書の提出の日前3月以内に発行されたものに限る。）
 - (2) 宣誓希望者が現に婚姻をしていないことを証明する書類（宣誓書の提出の日前3月以内に発行されたものに限る。）
 - (3) ファミリーシップにあることの宣誓をしようとする場合にあっては、ファミリーシップ対象者との関係を明らかにする書類
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 宣誓書には、パートナーシップにある双方が署名しなければならない。ただし、その一方又は双方が宣誓書に自ら記入することができない場合は、双方の立会いの下で他の者に代筆させることができる。
- 3 第1項の場合において、宣誓希望者（市内に住所を有する者に限る。）は、住民基本台帳について市長が調査することに同意するときは、同項第1号の書類の提出を省略することができる。
- 4 市外に住所を有し、かつ、市内に転入を予定している宣誓希望者は、転出証明書その他市内に転入する予定であることが分かる書類の提出をもって当該宣誓希望者に係る第1項第1号の書類に代えることができる。この場合において、当該宣誓希望者は、市内への転入後速やかに同号の書類を市長に提出しなければならない。

（本人確認）

第5条 市長は、宣誓書の受付に当たっては、宣誓希望者が本人であることを確認するため、次の各号のいずれかの書類の提示を求めるものとする。

- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券
- (3) 運転免許証
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

（証明書等の交付）

第6条 市長は、宣誓書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、犬山市パートナーシップ・ファミリーシップ証明書（様式第2。以下「証明書」という。）及び犬山市パートナーシップ・ファミリーシップ証明カード（様式第3。以下「証明カード」という。）（以下「証明書等」と総称する。）を次のとおり宣誓希望者に交付するものとする。

- (1) 証明書 1枚
- (2) 証明カード 2枚

（通称の記載）

第7条 宣誓希望者は、証明書等に通称（氏名以外の呼称であって、社会生活上通用しているものをいう。）の記載を希望するときは、宣誓書の提出の際に日常生活において当該通称を使用していることが分かる書類を市長に提示しなければならない。

（証明書等の再交付）

第8条 証明書等の交付を受けた者（以下「宣誓者」という。）は、証明書又は証明カードの紛失、毀損、汚損その他市長が認める事情により当該証明書又は証明カードの再交付を希望するときは、犬山市パートナーシップ・ファミリーシップ証明書等再交付申請書（様

式第4)を市長に提出しなければならない。

- 2 宣誓者は、前項の申請に当たっては、第5条各号のいずれかの書類を市長に提示するものとする。
- 3 市長は、第1項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、証明書又は証明カードを当該申請をした宣誓者に再交付するものとする。
- 4 前項の再交付を受けた宣誓者は、紛失した証明書又は証明カードを発見したときは、速やかに当該証明書又は証明カードを市長に返還しなければならない。

(記載事項変更の届出)

第9条 宣誓者は、宣誓書に記載した事項に変更があったときは、犬山市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書内容変更届(様式第5)に、既に交付を受けた証明書等及び当該変更の内容が分かる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 宣誓者は、前項の届出に当たっては、第5条各号のいずれかの書類を市長に提示するものとする。
- 3 市長は、第1項の届出があったときは、変更後の内容を記載した証明書等を当該届出をした宣誓者に交付するものとする。この場合において、証明書等の交付枚数は、第6条各号のとおりとする。

(証明書等の返還)

第10条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、犬山市パートナーシップ・ファミリーシップ証明書等返還届(様式第6)に証明書等を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 双方の意思によりパートナーシップを解消したとき。
- (2) 第3条第2号から第4号までに掲げる要件に該当しなくなったとき。
- (3) 次条の規定により、宣誓が無効となったとき。
- (4) その他証明書等の返還を希望するとき。

- 2 宣誓者は、前項の届出に当たっては、第5条各号のいずれかの書類を市長に提示するものとする。
- 3 市長は、第1項の届出の前に宣誓者が同項に掲げる事由に該当することが判明したときは、当該宣誓者に交付した証明書等が返還されたものとみなす。

(無効となる宣誓)

第11条 市長は、宣誓者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該宣誓者に係る宣誓を無効とするものとする。

- (1) パートナーシップ又はファミリーシップを形成する意思がないことが判明したとき。
- (2) 宣誓書及びその添付書類の内容に虚偽があったとき。
- (3) 第3条の規定に該当しなくなったとき。
- (4) 第4条第4項後段の規定に違反して、同条第1項第1号の書類を提出しないとき。

(返還された証明書等に係る交付番号の公表)

第12条 市長は、第10条第1項の規定により証明書等が返還された場合(同条第3項の規定により返還されたものとみなす場合を含む。次条において同じ。)は、当該証明書等の交付番号(証明書等ごとに付与された番号をいう。)を公表するものとする。

(宣誓書の保存期間)

第13条 市長は、宣誓者のパートナーシップ及びファミリーシップが継続している限り、宣誓書及びその添付書類を保存するものとする。この場合において、第10条第1項の規定により証明書等が返還された場合は、その返還された日の属する年度から5年間当該証明書等に係る宣誓書及びその添付書類を保存するものとする。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。



令和6年4月

犬山市役所 多様性社会推進課

〒484-8501 犬山市大字犬山字東畑 36 番地

電話：0568-44-0343

メール：010420@city.inuyama.lg.jp

